

第7章 児童相談所の強化

1 現状及び課題

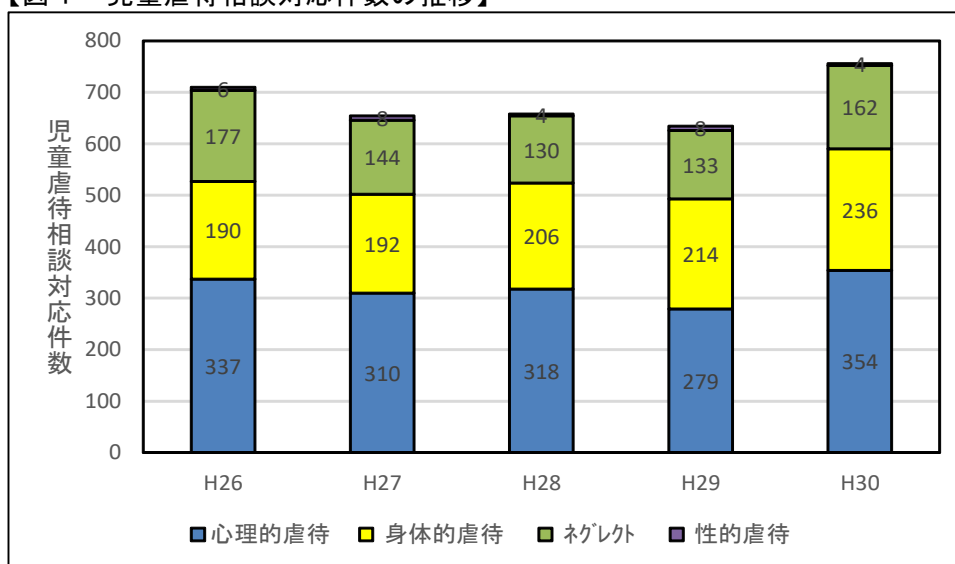
(1) 児童虐待への対応

児童相談所における児童虐待相談対応件数は全国的には増加の一途をたどっており、本県においても表1のとおり、平成30年度においては過去最高となる756件となっています。

【表1 児童虐待相談対応件数の推移】 (単位：件)

年度	徳島県	(内 訳)				全国
		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
H30	756	236	4	162	354	159,850
H29	634	214	8	133	279	133,778
H28	658	206	4	130	318	122,575
H27	654	192	8	144	310	103,286
H26	710	190	6	177	337	88,931

【図1 児童虐待相談対応件数の推移】



児童虐待への対応は喫緊の課題であり、国においても平成30年8月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定されました。

本県においても、平成30年10月に「児童虐待早期発見・早期対応プロジェクト会議」及び「児童相談所強化プロジェクト会議」を開催し、児童虐待への対応強化を進めるとともに、「オレンジリボンたすきリレー」を開催するなど、児童虐待防止啓発活動に積極的に取り組み、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めています。

一方で、虐待対応のほか、養育に不安のある家庭からの各種相談（相談実績については表2のとおり）、様々な事情により家庭での養育が困難となった児童を社会的養護へとつなげていく、また、家族再統合のための家庭へのケアなど、児童相談所に求められている役割は多岐にわたり、そのいずれにも極めて高い専門性が要求されます。

【表2 児童相談所における相談件数の推移】

(単位：件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
総相談件数	2,724	2,750	2,624	2,258	2,450
養護相談	895	875	902	781	945
保健相談	1	0	0	1	0
障がい相談	1,519	1,559	1,440	1,283	1,304
非行相談	79	66	44	51	54
育成相談	230	250	238	142	147

本県においても、平成28年に示された「児童相談所強化プラン」及び新たに平成30年に示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、適正な人員配置や各種研修による専門性の強化等に努めてきました。

(2) 児童福祉司等の配置

増加する児童虐待に対応するため、平成28年の改正児童福祉法により、児童相談所の児童福祉司等については、その配置基準が見直され、政令、児童相談所運営指針（以下「指針」という。）に基づく配置基準については表3のとおりとなっています。

なお、児童心理司は指針において、児童福祉司とチームを組んで対応することが望ましく、児童福祉司2人につき1人以上の配置が標準とされています。（令和元年改正児童福祉法により政令に基づく配置基準へと移行）

また、本県における児童福祉司等の配置状況については、表4及び表5のとおりとなっており、児童福祉司の配置基準は満たしているものの、児童福祉司業務経験年数1年未満の職員が約3割、3年未満の職員が約7割と経験年数が浅い職員が多く、人材育成が進んでいない現状があります。

このような状況を受け、本県においては、児童福祉司の安定した確保と専門性の向上を図るため、令和元年度より児童福祉専門職の採用枠を設置したところです。

また、家庭養育優先原則に基づき、里親への委託を推進していくためには、里親や里子とのマッチング等、きめ細やかなケアが必要となり、児童虐待件数が増加し、より迅速・確実な対応が求められている状況の中で、児童虐待対応の傍らで実施することは難しいため、専門に里親支援を行う職員の配置が必要です。

【表3 政令、指針に基づく児童福祉司等の配置標準】

(単位：人)

			中央	南部	西部	合計
		人口 (H27)	572,776	102,055	80,902	755,733
R 元 年	児童福祉司	配置標準	15	4	4	23
		スーパーバイザー	(3)	(1)	(1)	(5)
R 4 年	児童福祉司	配置標準	8	2	2	12
		配置標準	22	6	5	33
		スーパーバイザー	(3)	(1)	(1)	(5)
	里親支援児童福祉司	(1)	(1)	(1)	(3)	
	市町村支援児童福祉司	(1)	0	0	(1)	
	児童心理司	配置標準	10	3	2	15

※ 人口は公表された直近の国勢調査の結果による、() は配置標準の内数

【表 4 本県の児童福祉司等の配置状況】 (単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R元
児童福祉司	19	23	21	23	25
スーパーバイザー	(2)	(9)	(5)	(5)	(5)
児童心理司	14	12	9	9	10
嘱託医	6	6	6	6	6
保健師	(1)	(1)	1	(1)	1
弁護士		4	4	4	4

※ 4月1日時点 (R元度は5月1日配置数)

※ () は児童福祉司の内数

【表 5 児童福祉司業務経験年数別の児童福祉司配置状況】 (単位：人)

年度	H28	H29	H30	R元
経験年数1年未満	9	5	7	8
経験年数1年以上～3年未満	5	8	9	10
経験年数3年以上～5年未満	2	0	0	2
経験年数5年以上～10年未満	4	5	5	4
経験年数10年以上	3	3	2	1
計 (児童福祉司配置数)	23	21	23	25
経験1年未満の割合	39.1%	23.8%	30.4%	32.0%
経験3年未満の割合	60.9%	61.9%	69.6%	72.0%

※ 4月1日時点 (R元年度は5月1日時点)

(3) 児童相談所職員の研修実施状況について (平成30年度実績)

- ・ 児童福祉司任用前研修 8人受講
- ・ 児童福祉司任用後研修 24人受講
- ・ 児童相談所職員専門性強化研修 26人受講

2 目指す方向性

- 近年、増加・複雑化している児童相談所業務に適切に対応するため、適正な人員の配置に加え、職員の専門性の確保、関係機関との連携強化を進めます。
- 里親委託の推進に当たって、各児童相談所が里親支援やマッチング等を無理なく推進できる体制整備に努めます。
- また、限られた人員の中で多岐にわたる業務を適性に行うために、AIの導入などによる業務の効率化や人為的なミスの防止策など、随時、最適な業務体制の確立に努めます。

3 具体的な取組み及び目標

(1) 児童虐待や家庭養育推進に対応するための体制強化

① 組織全体の体制強化

政令に基づく児童福祉司等の配置基準を充足するとともに、さらに10年後を見据えた専門性が確保できる「人“財”育成方針」を定め、スーパーバイザーによる指導の強化とともに、経験豊かな「中堅職員」の育成に努め、組織全体の体制強化を進めます。

② 家庭養育推進体制の強化

フォスタリング業務の外部委託などによる業務分散化を進めるとともに、里親支援を専門に行う職員や市町村支援を専門に行う職員について、正規職員の配置に努めます。

③ 児童福祉司の専門性が発揮できる体制整備

児童福祉司がその専門性を発揮する児童福祉司業務に専念できるよう、付随する事務作業を行う事務職員の配置など組織全体としての体制整備に取り組みます。

★【表6 児童福祉司等の配置目標】

(単位：人)

年度	H30 (実績)	R4	R6
児童福祉司	23	35	35
政令による配置標準	17	33	33
児童心理司	9	15	15
指針による配置標準	9	15	15
スーパーバイザー	(5)	(5)	(5)
里親支援児童福祉司	-	(3)	(3)
市町村支援児童福祉司	-	(3)	(3)

※ () は児童福祉司の内数

※ 政令等による配置標準に変更があった場合は、その変更内容を適用する

(2) 専門性の強化

① 専門性向上研修の実施

児童相談所職員に必要とされる高度な技術を習得し、ケースワークや家庭支援等の専門性を向上させるため、県外からの講師を招へいし、研修を実施します。実施に当たっては、年に数回開催するなど、緊急対応等で参加できないことの多い職員がより参加しやすい環境を整えます。

② 外部人材の活用促進

児童相談所の専門性確保や児童虐待への対応力の向上に向け、弁護士、警察OBや医師等、知見や経験を有する外部人材の活用促進に努めます。

③ 法的対応力の強化

任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置の検討、司法面接研修等への職

員派遣など、法的対応への体制強化を進めます。

④ 業務マニュアルの作成

専門的な対応の平易化を図るため業務マニュアルの作成に取り組みます。

★【表7 児童相談所職員専門性強化研修の受講目標】 (単位：人)

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
研修受講者数	26	30	30	30	30	30

(3) 関係機関との連携強化

① 司法面での連携強化

適切な司法関与のための連携強化として、家庭裁判所による保護者指導勧告の仕組みの活用を図り、保護者支援を進めるとともに、子どもへの心理的負担を軽減するための合同司法面接や、子どもの安全確保と再発防止に向けた合同カンファレンスを実施します。

② 市町村との連携強化

市町村との適切な業務・役割分担として、警察等からの虐待通告に対し、リスクアセスメントシートを用いて、ケースの重篤度や緊急度を見極め、児童相談所と市町村との役割分担を適切に行います。

そのためには、指導委託や市町村送致に適切に対応できる市町村の相談支援体制の確立が不可欠であるため、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの全市町村への設置に向け、必要に応じた財政的・技術的支援を行います。

③ 外部機関によるチェック体制の検討

児童相談所の質の確保・向上が図られるよう、国における評価の在り方の検討状況を踏まえ、第三者評価の実施など、適切な仕組みを検討します。

★【表8 子ども家庭総合支援拠点設置目標】 (再掲)

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
子ども家庭総合支援拠点数	0	6	12	24	24	24